国保課からのお知らせ

国民健康保険被保険者証（保険証）を更新します！

▼新しい保険証を郵送します

国民健康保険の保険証を8月1日付で更新します。

新しい保険証（緑色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月以降に医療機関で受診するときは、新しい保険証を窓口に提示してください。

もし、7月中に新しい保険証が届かない場合は、国保課までお問い合わせください。

また、有効期限切れの古い保険証（水色）は、国保課または各支所へ返却してください。

国民健康保険被保険者証（見本）

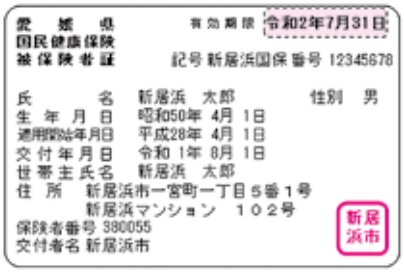

▼入院時などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続き

74歳以下で国民健康保険に加入している人の「限度額適用認定証」は、毎年8月が更新時期となっています。8月以降の認定証が必要な人は、国保課⑨番窓口までお越しください。

◆受付　7月17日㈬から

◆申請に必要なもの

①認定証が必要な人の被保険者証
②世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー（個人番号）が分かるもの（マイナンバー通知カードなど）
③来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）
④世帯主の印鑑
※別世帯の人が来庁し申請する場合は、委任状が必要です。

▼問い合わせ
国保課（給付係）
☎65-1230

令和元年度の国民健康保険料率を決定しました

※納入通知書は平成31年度表記となっています。

▼令和元年度の保険料率は据え置きます

市では、平成30年度より一般会計からの繰入金などにより保険料の緩和を図っています。令和元年度の保険料率は、下表の通り据え置きます。

また、賦課限度額は、医療分を3万円引き上げて61万円になり、後期高齢者支援金分（19万円）と介護分（16万円）は据え置きになっています。

所得の少ない世帯には、均等割額と平等割額を7割・5割・2割軽減される制度があります。このうち、5割減額および2割減額の対象となる世帯の判定を行う軽減判定所得が引き上げられます。

各世帯への保険料の通知（納入通知書）は、7月中旬に郵送しますので、ご確認ください。

保険料の納期内納付をお願いします。

令和元年度国民健康保険保険料率

区分	内訳	医療分（0歳～74歳）	後期高齢者支援金分（0歳～74歳）	介護分（40歳～64歳）
所得割	所得割賦課標準金額の合計に右の料率をかけます。	8.98%	2.59%	2.08%
均等割	右の額は被保険者1人あたりの1年間の金額です。	24,500円	7,330円	7,000円
平等割	右の額は1世帯あたりの1年間の金額です。	17,100円	5,100円	3,350円
賦課限度額	1世帯につき、それぞれ1年間に賦課される限度額です。	61万円	19万円	16万円

▼問い合わせ
国保課（賦課係・徴収係）
☎65-1230

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

▼令和元年度の保険料を決定しました（平成30年中の所得を基に算定）

保険料決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料額、納付方法などをご確認ください。

均等割額　46,374円

＋

所得割額

基礎控除（33万円）後の総所得金額など

×

所得割率　8.78%

＝

被保険者1人あたりの保険料（※）

※賦課限度額　年額62万円

▼保険料の納付方法は2つ

保険料の納め方は、年金の受給額によって次の2つの方法があります。

①年金からの天引き（特別徴収）

②口座振替または納付書による金融機関などの窓口での納付（普通徴収）

保険料は原則、年金からの天引きが可能な人は、天引きでの納付となります。ただし、支払方法を天引きから口座振替に変更した人は、口座振替での納付となります。

▼保険料の均等割軽減

世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額の8・5割、8割、5割、2割が軽減される場合があります。※昨年まであった9割軽減の区分は廃止され、8割軽減になります。詳しくは市政だより6月号P14をご覧ください。

▼後期高齢者医療保険加入前に家族の健康保険で扶養に入っていた人へ

後期高齢者医療制度に加入する前日に、社会保険などの被扶養者だった人（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。

平成30年度は、加入期間にかかわらず均等割額の5割軽減が適用されていましたが、今年度からは加入後2年間が対象になります。

そのため、平成29年4月以前に75歳になり、社会保険の被扶養者から後期高齢者医療保険者となった人は、今年度この軽減措置が廃止となります。また、平成29年度5月以降に75歳となった人も加入後2年を経過した月から軽減措置が廃止されます。

対象者には保険料の決定通知書にその旨を記載しています。

ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い人は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証を保有している人へ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在保有していて、次の要件を満たしている人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を保険証に同封します。申請の必要はありません。

①保険料の滞納がない

②令和元年度（平成31年度）の住民税非課税世帯

③世帯内に所得の未申告者がいない

なお、要件を満たし、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていて、8月以降も該当することを確認できた人については、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証を同封します。

▼限度額適用認定証を保有している人へ

「限度額適用認定証」を現在保有していて、次の要件を満たしている人は限度額適用認定証を保険証に同封します。申請の必要はありません。

①保険料の滞納がない

②令和元年度（平成31年度）の住民税課税所得が145万円以上690万円未満

③世帯内に所得の未申告者がいない

▼保険証を更新します

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。新しい保険証（青色）は7月中旬にオレンジ色の封筒に封入し簡易書留で郵送します。医療機関での負担割合（1割・3割）については保険証に記載しています。開封後、大切に保管してください。

▼社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を、公費（国・県・市町の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さんが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

▼問い合わせ
国保課（後期高齢者医療係）
☎65-1170